

人生の最終段階における医療の決定プロセスに関する指針

令和 4 年 9 月 1 日
女川町地域医療センター

【基本的な考え方】

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（厚生労働省作成 平成 30 年 3 月改定）」に則り、

- ① 医師等の医療従事者から適切な情報提供と説明がなされ
- ② それに基づいて患者が医療従事者と話し合いを行ったうえで
- ③ 患者本人による決定を基本とすること

人生の最終段階における医療及びケアの方針を決定する際には、医師の独断ではなく、医療・ケアチームによって慎重に判断することを基本とする。

【決定プロセス】

1. 十分な情報の提供

- 1) 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて患者が多職種から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、患者本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療をすすめる。また、患者の意思は変化しうるものであることを踏まえ、医療・ケアチームにより、患者が自ら意思をその都度示し、伝えられるような支援が行われ、患者と話し合いが繰り返し行われることが必要である。
さらに、患者が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、患者が信頼できる家族等も含めて話し合いが繰り返し行われることが重要である。この話し合いに先立ち、患者は特定の家族等を自らの意思を推定するものとして前もって定めておくことが望ましいため、日ごろから患者、家族にその必要性を伝えておくことも大切である。
- 2) 人生の最終段階における医療について、医療行為の開始・不開始、医療内容の変更、医療行為の中止等は医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断すべきである。
- 3) 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、患者・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療及びケアを行う。
- 4) このプロセスにおいて情報提供し、話し合った内容はその都度記録に残しておく。

2. 医療及びケアの方針決定

(1) 患者の意思が確認できる場合

- 1) 方針の決定は、患者の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされたうえで、患者と医療・ケアチームとが十分な話し合いを行い、患者本人が意思決定を行うことを基本とする。
- 2) 時間の経過、病状の変化、医学的評価の変更等に応じて、患者の意思が変化しうるものであることや、患者が自らの意思を伝えられない状態になる可能性がある。したがって、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明を含めて、患者が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が行われ、患者・家族等との話し合いが繰り返し行われなければならない。
- 3) このプロセスにおいて話し合った内容はその都度記録に残しておく。

(2) 患者の意思の確認ができない場合

患者の意思が確認できない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う。

- 1) 家族等が患者の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者にとって最善の方針を取ることを基本とする。
- 2) 家族等が患者の意思を推定できない場合には、患者にとって何が最善であるかについて、家族等と十分に話し合い、患者にとって最善の方針を取る。時間の経過、病状の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- 3) 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、患者にとって最善の方針を取ることを基本とする。
家族等が判断を医療・ケアチームに委ねた場合でも、その決定内容を説明し、十分に理解を得る必要がある。
- 4) このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておく。

3. 医療及びケアの方針決定が困難な場合

以下の場合、複数の専門家からなる話し合いの場を持つ

上記 (1) 及び (2) において、方針の決定の際に

- ・医療・ケアチームの中で病態等により医療内容の決定が困難な場合
- ・患者と医療・ケアチームとの話し合いで、妥当で適切な医療内容について合意が得られない場合
- ・家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療内容について合意が得られない場合

以上の内容が話し合いで明らかになった場合、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等について検討及び助言を行うことが必要である。